

# 第16期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

株 式 の 状 況  
新 株 予 約 権 の 状 況  
会 計 監 査 人 の 状 況  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
会社の支配に関する基本方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表

株式会社エスクリ

株式の状況（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 45,648,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,982,000株（自己株式101,945株を含む）  
 (3) 株主数 6,411名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社プロックス	3,050,000株	25.67%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,111,334株	9.35%
岩本博	1,025,600株	8.63%
吉岡裕之	526,500株	4.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	526,000株	4.42%
INTERACTIVE BROKERS LLC	392,807株	3.30%
志野文哉	254,500株	2.14%
株式会社SHIBUTANIホールディングス	250,000株	2.10%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	216,000株	1.81%
岩本眞弓	180,000株	1.51%

（注）持株比率は自己株式（101,945株）を控除して計算しております。

新株予約権の状況

- (1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）

	保有者数	行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	権利行使期間
2013年6月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権	1名	1,013円	25個	普通株式 2,500株	2016年3月29日から 2023年6月25日まで
2019年2月19日開催の取締役会決議による新株予約権	1名	648円	800個	普通株式 80,000株	2021年2月20日から 2029年2月19日まで

（注）1. 新株予約権の主な行使条件

- 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- 新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- 保有者に社外取締役および監査役は含まれておりません。
- 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償であります。

- (2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員および従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）

	交付者数	行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	権利行使期間
2019年2月19日開催の取締役会決議による新株予約権	74名	648円	2,580個	普通株式 258,000株	2021年2月20日から 2029年2月19日まで

（注）1. 新株予約権の主な行使条件

- 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

- (2) 新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
2. 保有者に社外取締役および監査役は含まれておりません。
3. 新株予約権 1 個あたりの発行価額はすべて無償であります。

## 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
  - (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
  - (3) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
  - (4) 取締役の業務執行が法令、定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
  - (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
  - (6) 取締役および使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「内部通報規程」に従い報告する。
  - (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
当社は、人事総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役等で構成する「経営会議」で審議、検討および情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性および効率性の確保に努める。
5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制  
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会または経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社のコンプライアンス体制およびリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応およびリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
  - (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令および定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

#### 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項  
監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況および業務の状況を監査役に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役に報告する。
- (3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制  
子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
- (4) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- (5) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

#### 7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。会計監査人および管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

#### 8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りです。

主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が18回出席いたしました。その他、監査役会は16回開催いたしました。なお、社外取締役の出席回数は、事業年度中に退任した社外取締役の出席回数も含まれます。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

#### 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	606,132	564,132	5,304,131	△187	6,474,210
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	856	856			1,712
連結範囲の変動			△29,439		△29,439
剰余金の配当			△143,757		△143,757
親会社株主に帰属する当期純利益			1,078,028		1,078,028
自己株式の取得				△63,854	△63,854
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	856	856	904,831	△63,854	842,688
当 期 末 残 高	606,988	564,988	6,208,963	△64,041	7,316,899

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,078	△1,697	1,380	3,927	6,479,517
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)					1,712
連結範囲の変動					△29,439
剰余金の配当					△143,757
親会社株主に帰属する当期純利益					1,078,028
自己株式の取得					△63,854
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,830	△2,969	△5,799	△405	△6,204
当期変動額合計	△2,830	△2,969	△5,799	△405	836,484
当 期 末 残 高	247	△4,666	△4,418	3,521	7,316,002

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

ESCRICT HAWAII INC.

愛思禮婚禮股份有限公司

前連結会計年度において非連結子会社であった愛思禮婚禮股份有限公司は重要性が増したため、第2四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社ストーリー

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

持分法非適用の会社等 1社

主要な会社等の名称

株式会社ストーリー

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上の建物、および賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～35年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)、その他の工事については工事完成基準によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

3～5年間の定額法により償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前連結会計年度189,616千円)は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,289,266千円に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,970,467千円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資その他の資産のその他(株式)	173,568千円
3. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	13,472千円
土地	81,386千円
計	94,859千円
(2) 担保に係る債務	
一年内返済予定の長期借入金	11,790千円
長期借入金	—千円
計	11,790千円
4. 当社および連結子会社(株式会社渋谷)においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。	
当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額	900,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	900,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
アルマリアン TOKYO アヴェニールクラス TOKYO	事業用資産	建物及び構築物他	547,608千円
セントミッシェル ガーデニング	事業用資産	建物及び構築物他	6,833千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグループピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	535,593千円
工具、器具及び備品	6,721千円
リース資産	10,073千円
その他	2,053千円
合計	554,442千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを7.3%~7.7%で割引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,979,000株	3,000株	—	11,982,000株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月15日取締役会	普通株式	71,870千円	6.00円	2018年3月31日	2018年6月5日
2018年11月13日取締役会	普通株式	71,887千円	6.00円	2018年9月30日	2018年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日取締役会	普通株式	71,280千円	利益剰余金	6.00円	2019年3月31日	2019年6月4日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数  
普通株式 29,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にプライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務経理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、財務経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,814,210千円	4,814,210千円	
(2) 受取手形及び売掛金	298,130千円	298,130千円	
(3) 完成工事未収入金	356,974千円	356,974千円	
(4) 敷金及び保証金	3,624,885千円	3,547,240千円	△77,645千円
資産計	9,094,202千円	9,016,556千円	△77,645千円
(1) 支払手形及び買掛金	1,464,035千円	1,464,035千円	
(2) 未払金	986,082千円	986,082千円	
(3) 未払法人税等	449,053千円	449,053千円	
(4) 社債 (注) 1	450,000千円	445,317千円	△4,682千円
(5) 長期借入金 (注) 2	7,850,426千円	7,880,890千円	30,463千円
(6) リース債務 (注) 3	736,641千円	731,576千円	△5,064千円
負債計	11,936,239千円	11,956,956千円	20,716千円

(注) 1 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

3 リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割り引いた現在価値によっております。

### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債発行及び借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利によるものは、短期の市場金利に連動していること、また当社の信用状況に大きな変化はないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。ただし、金利スワップの特例対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	615円53銭
2. 1株当たり当期純利益金額	90円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	606,132	564,132	564,132	5,142,825	5,142,825	△187	6,312,903
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	856	856	856				1,712
剰余金の配当				△143,757	△143,757		△143,757
当期純利益				881,312	881,312		881,312
自己株式の取得						△63,854	△63,854
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	856	856	856	737,555	737,555	△63,854	675,412
当 期 末 残 高	606,988	564,988	564,988	5,880,380	5,880,380	△64,041	6,988,316

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	3,927	6,316,830
当 期 変 動 額		
新株の発行(新株予約権の行使)		1,712
剰余金の配当		△143,757
当期純利益		881,312
自己株式の取得		△63,854
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△405	△405
当期変動額合計	△405	675,006
当 期 末 残 高	3,521	6,991,837

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、ブライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、および賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～30年
----	--------

構築物	6年～20年
-----	--------

工具、器具及び備品	2年～20年
-----------	--------

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

##### (3) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間  
3年間の定額法により償却しております。
7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度171,283千円)は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,177,742千円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,060,446千円
2. 保証債務  
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。  
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ 466,184千円  

---

計 466,184千円
3. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。  
コミットメントライン契約の総額 400,000千円  
借入実行残高 一千円  

---

差引額 400,000千円
4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務  
関係会社に対する短期金銭債権 222,125千円  
関係会社に対する短期金銭債務 226,986千円



(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

売上高	8,927千円
売上原価	254,424千円
販売費及び一般管理費	191,684千円
営業外収益	12,124千円

2. 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
アルリアン TOKYO アヴェニールクラス TOKYO	事業用資産	建物他	567,266千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	551,077千円
工具、器具及び備品	5,962千円
リース資産	10,073千円
ソフトウェア	152千円
合計	567,266千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを7.3%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	652株	101,293株	—	101,945株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（固定）

減価償却超過額	708,009千円
未払賞与	83,835千円
未払事業税	37,832千円
未払事業所税	14,697千円
資産除去債務	653,262千円
リース債務	115,950千円
その他	54,466千円
小計	1,668,054千円
評価性引当額	△7,676千円
繰延税金資産（固定）計	1,660,378千円

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	374,705千円
リース資産	107,931千円
繰延税金負債（固定）計	482,636千円
繰延税金資産（固定）の純額	1,177,742千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56%
住民税均等割	2.26%
法人税額の特別控除	△3.84%
その他	△0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.47%

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社渋谷	(所有)直接 100.0%	役員の兼任 備品のリース 建築・内装工事の発注 衣裳の発注 建物管理 店舗開発サポート	建築・内装工事の発注	698,685千円	未払金	123,198千円
子会社	株式会社エスクリ マネジメント パートナーズ	(所有)直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付 債務保証 債務委託	資金の貸付	390,000千円	その他流動資産 関係会社 長期貸付金	139,000千円 942,000千円
				貸付利息	11,751千円	—	—
				債務保証	466,184千円	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

3. 債務保証については金融機関からの借入金に対して行ったものであり、保証料は受領していません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 588円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 73円58銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。